

行政文書を読む（２） 解説

1 埼玉県行政文書（戦前期文書）について

- 埼玉県が作成・保存してきた公文書のうち、明治初年から昭和 21 年（1946）までの文書群。全 11,259 点（明治期文書 5,702 点、大正期文書 2,261 点、昭和戦前期文書 3,296 点、埼玉県報 171 点、社寺堂庵明細帳 52 点）。

- 前身となった旧藩県からの引継文書も含み、県の政策や行政機構の変遷を知る基礎資料であるとともに、地域の近代化の諸相を研究するうえで不可欠な歴史資料として評価され、平成 21 年（2009）7 月 10 日に国の重要文化財（歴史資料）に指定された。

- 埼玉県では、明治初期より国からの布告や達、日誌、進達や指令など官省との間でやりとりした文書、管下布達などを永久保存していたが、それ以外の文書については特に規定がなく、適宜個別に協議のうえで廃棄がなされていた。明治 28 年（1895）「文書保存規則」が制定され、文書を「永久」「十年」「五年」「一年」にわけて保存・廃棄する仕組みが作られた。その後、明治初期より蓄積されていた文書についても上記の基準で整理、編綴、目録化が行なわれたため、明治初期から昭和戦前期に至るまでの永久保存文書が戦後まで保存され、戦災や県庁火災も免れて今日に至っている。

- 重要文化財であるとともに現用公文書であり、誰でも閲覧（一部非公開文書を除く）、複写（原本は撮影のみ）可能。

- 文書は完結年及び「部類」というカテゴリごとに一冊に編綴されている。本資料は部名「庶務部」類名「大蔵省誌・外務工部省誌・海陸文部教部省誌」という簿冊に編綴された文書。同簿冊は、県が各省へ出した文書の控えで構成されている。

2 語句の解説

奥国博覧会 1873 年に開催されたウィーン万国博覧会。

壬申 本資料の時期の場合は明治 5 年(1872)が該当する。

令公 県令を指すと考えられる。

博覧会事務局

ウィーン万博への参加準備をするために明治5年正月(旧暦)に太政官正院内に設置された組織。同年10月(旧暦)には大隈重信が事務局総裁、佐野常民が副総裁に任命された。

掛樋

水路において水を流す水門や管の構造物で、川の上を渡すもの。見沼代用水では、上尾市瓦葺で綾瀬川を渡るために利用されていたもの(現掛樋井史跡公園)などが代表的。

伏越樋

水路において水を流す水門や管の構造物で、川の下を通るもの。見沼代用水は白岡市柴山で元荒川と交差する。柴山では宝暦10年(1760)までは掛樋と伏越が一つずつあったが、老朽化しやすい掛樋は廃止された。

両流ノ切堰

久喜市菖蒲町上大崎、見沼代用水と星川の合流地点にある八間堰・十六間堰。見沼代用水に八間堰が、星川は十六間堰が設けられ、用水が必要な時には八間堰を開いて十六間堰を閉め、用水がいらぬ時には八間堰を閉め十六間堰を開いて水を星川に流す。享保12年(1727)に初めて建造された。

見沼東西用水路通船悪水路下ヶ落樋杵

見沼通船堀に設けられた閘門と考えられる。東西見沼代用水と芝川(悪水路)の水位差を克服するために水門を設けて水位を調整した。

八甫村大門

久喜市八甫と高柳の間を流れる島川(現中川)にあった島川門樋か。島川門樋は権現堂川(旧利根川)から島川へ水が逆流するのを防ぐ役割を担っていた。

3 内容の要約

先だって達のあったウィーン万博出品物については、県内でそれぞれ取り調べた産物ならびに水利関係の機関の略絵図等別記の通りを差し出すことでとりまとめているますが、かれこれ遅れているのでこのことについてお聞き置きいただきたく申し上げます。

追伸 産物その他入用のものにかかった費用の清算については後日申し上げます。

4 資料の時代背景

○ウィーン万国博覧会について

1873年、オーストリア皇帝フランツ・ヨーゼフ1世の治世25周年を記念して、5月1日から11月2日までの間、市内を流れるドナウ河畔のプラーター公園で開催。

明治4年(1871)、オーストリア公使から万国博覧会への参加要請を受けた日本政府は、翌年正月に博覧会事務局を設置し、大隈重信・佐野常民を中心に陳列品収集などの準備を開始。

日本の豊かさと優れた伝統技術を紹介して工芸品などの輸出増加をめざすこと、西洋の近代文化を学んで機械技術の伝習を図ること、博物館を創設し国内でも博覧会を開催して産業発展を期すことが参加の目的として掲げられた。

○出品までの経緯

① 明治5年正月、太政官(博覧会事務局)から各省使府県へ布達

「奥国維也納府ニ於テ来西年中博覧会有之御国ニ於テモ此会ニ被列候ニ付各地方物品差出方等右事務取扱御用掛ヨリ時々指揮ニ及候条其旨可相心得事。但委細之儀ハ別紙書面之趣参考可致事。

壬申正月

太政官

(『奥国博覧会参同記要』9頁)

② 明治5年2月、事務局から「可差出物品一同差送方運送ノ入費ハ一切官ニテ給セラレ差送可申事」、「物品取集方ハ来ル六月晦日ヲ限ト致シ候」達が出されるが、「到底主意貫徹シ難キニ由リ同年三月ニ至リ物品多産ノ地方へハ局員ヲ派遣」するなどして出品物の収集に努めた。

(同書11頁～14頁)

③ 明治5年11月9日、博覧会事務局から埼玉県に以下の照会がくる

「奥国博覧会之儀ニ付当春及布告置候通承知ニも可有之候間、其県下より可差出物産無之哉否、至急御取調御申越、最早期限も切迫ニ而御差出可有之品は早々着京候様御取計有之候也

博覧会事務局

壬申十一月九日

埼玉県

(埼玉県行政文書 明46)

→「五年十一月ニ至リ出品ノ採集全ク了リ、同月十九日天皇陛下、皇太后陛下、皇后陛下本局へ臨御博覧会出品陳列場ヲ御巡覧アラセラレタリ」(前掲『記要』17頁)とあるので、埼玉県の対応は大幅に遅れていた?

④ 明治6年4月、博覧会への出品物が「参考」として県内へ布達される

「博覧会事務局ヨリ照会ニ依リ調査シタル官ノ物産ヲ茲ニ掲ケ参考トス先般御達有之候当県物産、別紙之通取調差出申候也

明治六年四月

埼玉県

博覧会事務局御中

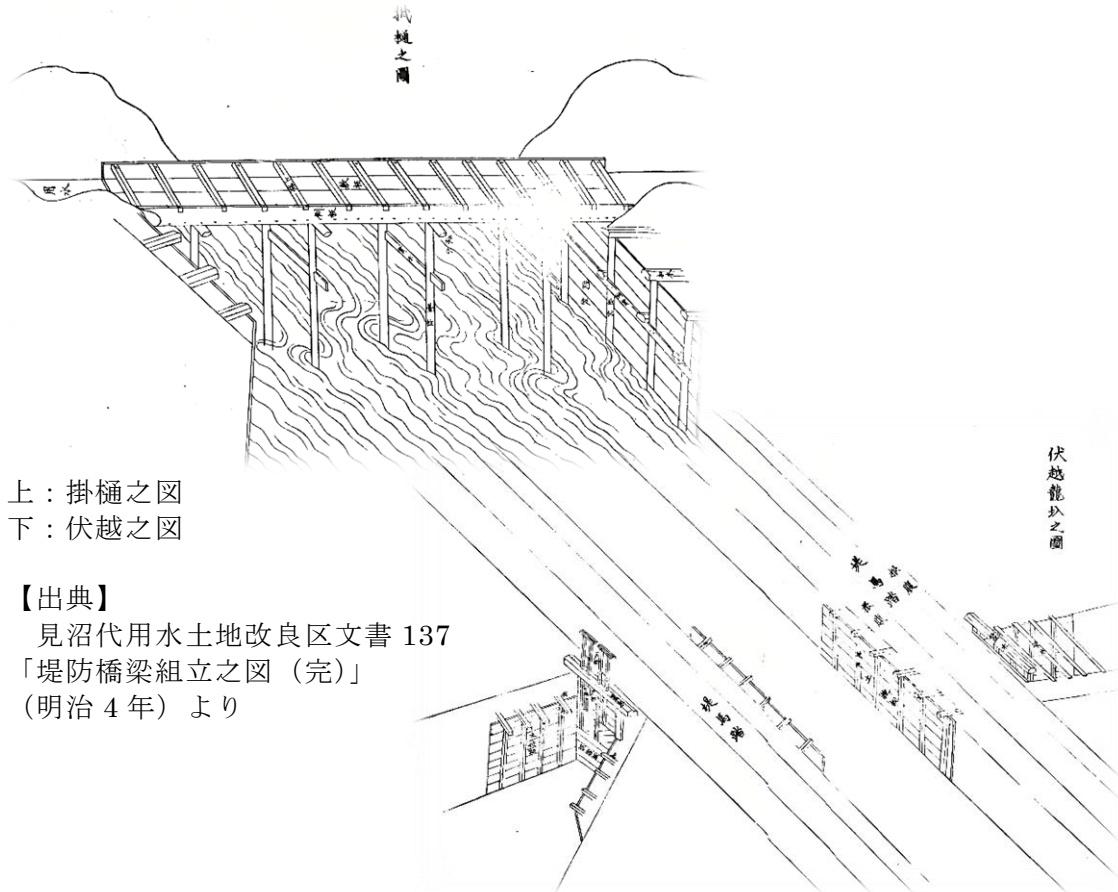
〈別紙〉

鉱物	欠	
植物	糯米凡二拾八石 一ケ年分	埼玉郡釣上村産
	牛蒡拾二駄 一ケ年分	同郡梅田村産
	長芋凡百七拾八駄 一ケ年分	足立郡中丸村産
	甘藷凡六拾三駄 一ケ年分	同断
	百合根	同断
	葱五駄 一ケ年分 俗ニ岩槻葱ト唱ハ是ナリ	埼玉郡小溝村産
製造物	桃千八百五拾籠 一ケ年分	同郡大沢町産
	鉄瓶三万七千六百三十 一ケ年分	足立郡川口町産
	木綿織布二拾二万四百反余 一ケ年分	同郡中山道蕨宿産
	木綿織布三万五千六百十反余 一ケ年分	同国埼玉郡加須町産
	木綿織布四万八百三十反余 一ケ年分	同郡羽生町場産
	木綿織布壺万九千五百九拾反 一ケ年分	同郡騎西町場産
	足袋三十万足 一ケ年分	同郡行田町産
	幅広厚小倉縞・綾織洋服地	足立郡陸羽街道草加宿産

(「埼玉県史料」所収「博覧会事務局へ管内物産取調書を提出する」
(『埼玉県史料叢書』第一巻 151 頁掲載))

【参考文献】

- ・ 田中芳男・平山成信編『墾国博覧会参同記要』(1897)
国立国会図書館デジタルコレクション掲載 (保護期間満了)
- ・ 埼玉県編『埼玉県史料叢書』第1巻「埼玉県史料 一」(1994)



上：掛樋之図
下：伏越之図

【出典】

見沼代用水土地改良区文書 137
「堤防橋梁組立之図 (完)」
(明治4年) より